



令和4年1月25日

各位

会社名 燦キャピタルマネージメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 前田 健司
(コード番号：東証 JASDAQ2134)
問合せ先 管理本部 総務部長 河野 美和子
(TEL. 03-6452-9626)
U R L <https://sun-capitalmanagement.co.jp>

第12回新株予約権の譲渡の承認に関するお知らせ

当社は、令和4年1月25日開催の取締役会において、株式会社TKコーポレーション（所在地：東京都港区元赤坂一丁目2番7号、代表取締役 木内孝胤。以下、「TK社」といいます。）が保有する第12回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下、「本新株予約権」といいます。）の譲渡を承認することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 新株予約権の譲渡承認を行った経緯等

当社は令和3年4月30日付で公表した「第三者割当による新株式及び第12回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行並びに主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」のとおり、TK社を割当先として、令和3年5月20日に本新株予約権344,828個を発行し、このうち、本開示日までに、TK社により248,230個が行使され、また、令和4年1月14日付「第12回新株予約権の一部譲渡の承認に関するお知らせ」にて公表したとおり、20,400個を株式会社デベロップ・ナビゲーター（所在地：埼玉県川口市、代表取締役 伊東朗子。以下、「DN社」といいます。）に対して譲渡し、残存数は76,198個となっておりますが、この度、TK社より、本日付で、TK社が現在保有する未行使の本新株予約権76,198個すべてを、DN社に対して譲渡することについて、承認請求がありました。

本新株予約権の譲渡先であるDN社におきましては、当社の株式価値向上を目指した純投資であり、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、長期間保有する意思を有しておらず、市場動向を勘案しながら適時適切に売却する方針であることを確認しております。

一方、TK社におきましては、純投資ということもあり、現在当社株価が下限行使金額に近く一括行使するメリットもなく、本新株予約権を早々にすべて行使できないため、今回、DN社に対して本新株予約権を譲渡したい旨の報告を受けております。

当社としましては、DN社に本新株予約権が譲渡されることで、より確実に本新株予約権が行使され、資金調達の高まりが見込まれること、また、当社が発行時において本新株予約権の引受先へ求めた当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思のない純投資である旨の保有方針にも適うことから、譲渡の承認に至ったものであります。

尚、DN社につきましては、専用有料サイトで記事検索を行い反社会的勢力ではないことを確認しております。



(8) 当事会社間の関係	
資 本 関 係	当該会社は、当社の株式を 2,040,000 株所有しております。
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、現在、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

4. 今後の見通し

本新株予約権の譲渡が当社の当期連結業績（令和4年3月期）に与える影響はございません。

(参考)

当社第12回新株予約権の概要

- ① 新株予約権の発行日 令和3年5月20日
- ② 発行した新株予約権の総数 344,828 個（新株予約権1個につき100株）
- ③ 発行した新株予約権の目的たる株式の種類及び数
普通株式 34,482,800 株
- ④ 発行総額 総額 14,137,948 円（1個につき41円）
- ⑤ 行使価額及び行使価額の修正条件 当初行使価額：1株当たり58円
当初行使価額は、令和3年4月30日開催の取締役会直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）と同額であります。行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日に、当該効力発生日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）に修正されますが、かかる修正後の価額が29円（当初行使価額である決議日の直前取引日の終値の50%、以下、「下限行使価額」といいます。）を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
- ⑥ 権利行使期間 令和3年5月20日から令和5年5月19日

以上